

令和3年11月9日

南砺市長 田中 幹夫 殿

届出者 高瀬区長 石川 憲明

R03-026-001
観光施設係

要 望 書

高瀬地内に建立されていた4か所の石碑が、昭和40年代の土地改良区画整理により、高瀬神社の横へ集合移設されました。それから50年余りの年月を経て、現在は石碑の老朽化が進み、参拝者の多くは新設された隣接駐車場からの歩道を通行せず、石碑のすぐ横を横断するため、人身事故の発生がとても危惧されています。

このため、近年全国で異常気象による被害が多発する中、石碑の所有者や高瀬神社はもとより、高瀬地域住民も不安が増しており、早期の安全対応策が望まれます。

石碑の立っている土地の所有者は、町村合併により現在は南砺市であり、この土地の管理者は南砺市長です。市の土地の施設を改修する場合、南砺市長の許可が必要となり、勝手に石碑の移動・修復や通路を設けることができません。

そこで高瀬区長は、地区住民の意見を集約して、集合石碑とその通路の改修に係る協議会を開催したところ、関係各位で改修工事をおこなうことについての同意を得ました。

近隣住民および観光客や参拝者の安全・安心のために、市の所有地での改修工事の許可をいただきたく、切に要望いたします。

(なお、参考資料として、開催した協議会の議事録および写真等の関連資料を同封いたします。)

地図の■印が石碑の場所（高瀬神社駐車場隣り東南側）



南砺市所有地に立地する集合石碑と通路の改修に係る協議会 議事録

開催日時：令和3年10月31日 午後2時～3時30分

開催場所：高瀬神社 平成殿

協議会の出席者名：出席者は、以下の6名（敬称略）

- 高瀬神社 宮司 藤井秀嗣（代理で藤井典弘禰宜が出席）
 責任役員 石岡敬夫
- 石碑関係者 野守尚次、森田松司（森田松夫の長男）、小西宏和（小西政寛の長男）
- 高瀬村 区長 石川憲明

（司会進行）石川区長 （議事録署名人）石岡敬夫

開 会：高瀬神社禰宜の藤井典弘氏が挨拶をし、本会議が開会された。

協議内容

1. 経 緯（石川区長が経緯を説明）

昭和40年代後半におこなわれた土地改良区の区画整理により、高瀬地内に建立されていた4つの石碑（戦死者の忠魂碑）が、共に高瀬神社の横へ移設された。

それから50年余りの年月を経て、石碑は風雪雨で老朽化が進み、石碑をお守りする関係者も高齢となった。昨今、全国各地で地震などの天災や温暖化による自然災害が続発していることから、この石碑の倒壊が懸念される。

また、高瀬神社の駐車場が隣りに出来てから、参拝者の多くは、駐車場に併設された歩道を通らず、石碑のすぐ隣りを横断し、神社や石碑関係者は事故が起きないかと心を痛めている。

そのため、以前にも当時の区長を交えて神社と関係者各位の話し合いがおこなわれたが、総論は賛成されるも、経費等の各論で話し合いは難航し、この件は村区長の申し送り事項となっていた。

そこで、現区長は、高瀬神社宮司と責任役員から過去の経緯を伺うとともに、関係者の自宅を訪問し、各位の現在の思いと忌憚のない意見を聴取した。

その結果、①長い年月で石碑の老朽化が進み不安を感じている。②参拝者が石碑の横を通行し何かと心配である。③子や孫の世代にまで負担を掛けたくない。④早々に改修工事を開始し安心したい。等々、各位の思いが一致していた。

以上の経緯で、高瀬神社の宮司（代理）と責任役員のご臨席のもと、石碑の改修工事についての協議会を開催する運びとなった。

2. 石碑の所在地、所有者、管理者

①石碑の立っている土地は、以前は井波町が所有していたが、現在は町村合併で南砺市の土地。したがって、この土地は非課税対象で、管理者は南砺市長。市が所有する土地の担当課は、本来なら総務課が担当するが、高瀬神社は観光施設にも該当するので、交流観光まちづくり課が窓口となっている。

②実質上の石碑の所有者(日頃の管理者)は、野守尚次氏、森田松夫氏、小西政寛氏、それと故人である山田滋氏の4名。万が一に事故が発生した場合の賠償責任は、市・神社・石碑所有者の三者に掛かると思われるが、詳しくは不明である。

③市の土地の施設等を更新する場合、南砺市長の許可が必要で、勝手に石碑の移動や通路を設けることができないとのことである。

④区長が市と事前協議した結果、住民が利用しやすいよう改修する主旨の「要望書」を高瀬区長名で提出することが求められた。

⑤先般10月24日の村委員会でこの件を諮り、了承を得た。

また、村委員会の席上、(i)石碑改修費は所有者が負担、(ii)通路改修費は神社が負担、(iii)終戦から長い年月が経過し住民の理解を得ることは困難なため、村から金銭的な支援はしない、(iv)区長は今回の件が円滑に進展するよう人的な支援をする旨を伝えた。

なお、御社殿屋根修復事業の寄付募集期間であることから、地区住民から銅板の寄付金で石碑の改修工事をしているという風評や誤解が生じないよう、村委員に周知を図ったことを報告した。

《決定事項》協議の結果、南砺市長あてに、石碑と通路の改修に係る「要望書」を高瀬区長名で提出することが決定された。

3. 石碑改修工事の区長(案)

①参拝者の歩道利用の実態と歩行通路の動線を調査した。(資料1を参照)

足腰の弱った老人や小さな子供らも石碑の横を通行していた。また、広くて安全な正規の歩道を通行していた参拝者の割合は、残念ながら2割を切っていた。

《決定事項》協議の結果、参拝者の多くが石碑の横を通行していること、石碑が老朽化し倒壊による人身事故の発生が危惧されることなどから、できるだけ早く改修工事をおこなうことが決定された。

②石碑の改修方法の優良事例を検討した。(資料2、資料3を参照)

(ア)森田松司氏から提案があった優良事例…砺波市中野「立山酒造」隣りの集合石碑の優良事例を参考にして、区長の改修工事(案)を提案した。この事例は、石を積み上げた下の部分の土台石は撤去され、上部の碑首と上台(台座部分)のみが一緒に鎮座されているが、全く違和感はなく、碑の高さが低くなることで安定感を感じる。したがって、この工法は高瀬の石碑に十分応用できることを提案した。

なお、今回の土台の高さを60cmで計画しているが、30~40cm程度の高さに変更した方が、さらに碑首が安定し石碑損壊の危険性が軽減されると思われたので、この点についても検討した。

《決定事項》協議の結果、区長の提出した改修工事(案)が承認された。また、集合石碑の土台の高さについては、コンクリート土台部分の高さ(54cm)+縁石の高さ(6cm)=合計60cmの高さに決定された。

(イ)経費の問題…優良事例を真似て、新たな土台の縁石を全て御影石で発注すると経費が高額となる。経費削減のため、御影石とコンクリートの併用が望ましい。また、芝生と敷石で見栄えのある遊歩道となっているが、経費の面を考えると、その必要はない。加えて土台の積み石の廃棄処分料金が高額なため、通路との境界用としてこの廃石を利用。また用水の転落防止用に

残りの石を再利用し、さらに低い場所に盛土をする際に廃石を埋め戻すことで、少しでも経費の節減が図れる。

《決定事項》協議の結果、原案どおり承認された。

(ウ)管理の問題…樹木と芝を植えられた景観は素晴らしいが、落ち葉の掃除、剪定・防除に手間と経費が掛かる。過去に神子畑の地藏様の御堂が隣りの木の根の力で傾き、場所の移転と全面改修を余儀なくされた。この経験から周辺の木は伐採し、新たな植樹は控えるべきと考える。また、周辺の雑草対策としては、土の部分をコンクリートで土間打ちし、除草の手間を省くべきである。

《決定事項》協議の結果、原案どおり承認された。

③以上のこと鑑み、完成予定図を作成し、概算額を見積もった。(資料4を参照)

完成予定図は本日の会議の「たたき台」であり、さらなる意見の集約が必要である。また、改修工事の概算額も「たたき台」が必要。そのため工事施行者は区長の専決事項として選定し、見積書の提出を依頼した。施工者の選定基準は、(i)小回りが利く地元業者、(ii)良識ある見積り業者、(iii)高瀬神社の施工経験業者とした。その結果、山宗工業と石森石材を本改修工事の施行者として選定した。

石碑の関係者には、子や孫の次世代にまで負担を掛けたくないという共通の強い思いがある。管理のしやすさ、経費削減を優先事項として立案し、区長(案)を作成した。

今回、区長のトップダウン方式の立案であるが、関係者の理解を求めた。

《決定事項》協議の結果、原案どおり承認された。また、石碑の場所と通路の境界に積み石を並べることで承認を得たが、石碑場所の入り口には積み石を並べないことを決定した。

4. 工事費、費用分担の区長(案)、工事の開始 (別紙の見積書を参照)

①工事費は、前述のとおり(i)石碑改修費は所有者が負担、(ii)通路改修費は神社が負担。神社が負担する通路の見積書はあくまで「たたき台」であり、神社は山宗工業の通路見積書(858,000円)を参考に独自で検討することとし、あえて本日の会議では協議しない。

②石碑改修に係るの見積総額(税込み)は、1,900,000円。その内訳は以下のとおり。

山宗工業(石碑の基礎工事部分)1,155,000円＋石森石材(石碑の本体工事部分)709,720円
＋諸経費(地鎮祭・竣工式のご祈祷料合計30,000円＋その他5,280円)35,280円

③費用分担の区長(案)は、以下のとおりである。

石碑4基のうち、山田滋氏は故人で、跡継ぎが不在。親戚である森田松夫氏の了解を得たので、山田氏の石碑部分の経費は、森田氏が負担する。また、石碑の大きさの差異も考慮して、各位の負担割合と負担額を試算した。

☆ 森田松夫氏～負担割合 60%	負担額 <u>1,140,000円</u>	
☆ 野守尚次氏～負担割合 20%	負担額 <u>380,000円</u>	
☆ 小西政寛氏～負担割合 20%	負担額 <u>380,000円</u>	<u>合計 1,900,000円</u>

ただし、工事費が超過した場合、上記の負担割合で按分する。

④納期を年末でお願いしたが、業者の都合により、工事の開始は来春の雪解け後とする。

《決定事項》協議の結果、原案どおり承認された。

5. 今後の対応

今まで中心になって対応をしていた現区長は、令和4年1月30日開催予定の村総会をもって任期満了となるため、今後の対応について協議した。

《決定事項》現区長の任期満了後は、石碑関係者を代表し森田松司氏が中心となり対応する。なお、工事費で過不足が生じた場合は、現区長が示した負担割合で按分することが決定された。

また、通路部分の修復については、今後高瀬神社が発注先の業者と協議し、その修復に掛かる費用は神社が負担することを再確認した。

なお、修復工事が今後も円滑に進められるよう、その都度双方で協議することを取り決めた。

閉 会：高瀬神社責任役員の石岡敬夫氏が挨拶をし、本会議が閉会された。

上記議事録のとおり議事が行われたことを確認し署名押印する。

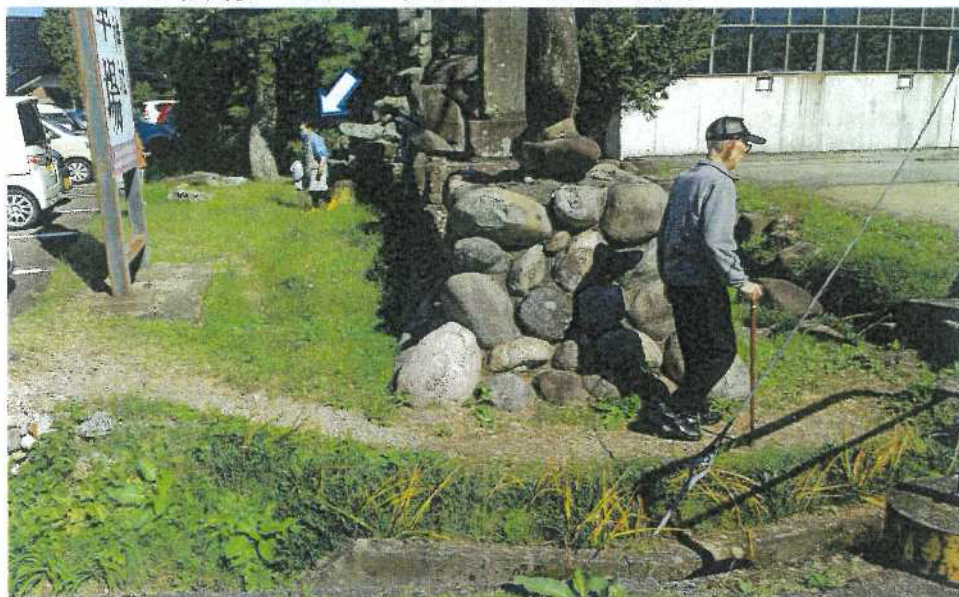
令和3年11月7日

高瀬村区長 石川 恵、明 

議事録署名人 石岡 敬夫 

多くの参拝者は、石碑の真横を通り抜け、とても心配！

◎ とある秋晴れの日～参拝者の通行写真



- ・正規の広い歩道を通らず、近道で歩行
- ・足場の悪い所を、杖を突いて歩行
- ・子供らも、石碑の間を元気に通り抜ける
- ・用水路があり、危険

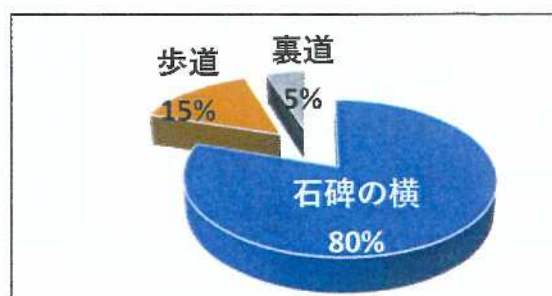
◎ 参拝者の動線(歩行通路)を調査



表1. ある日の動線を30分間 調査(n=20人)

歩行通路	人数	割合
①正規の歩道	3	15%
②の石碑の横	8	40%
③の石碑の横	3	15%
④の石碑の横	5	25%
⑤宴会場の裏道	1	5%

図2. 左の調査結果を3パターンに区分



優良事例を参考にした改修工事(案)

- ◎ 砺波市の立山酒造の横にある石碑の写真…石碑の土台(積み石)は撤去
(土台が撤去されているが違和感なし、縁石は全て御影石、周辺も整備され景観が良い)



《遊歩道》

- ・芝生の上に敷石
- ・草刈り管理が大変

《樹木あり》

- ・落ち葉の掃除
- ・剪定、防除
- ・木の根で石碑が傾く恐れあり

《問題点》

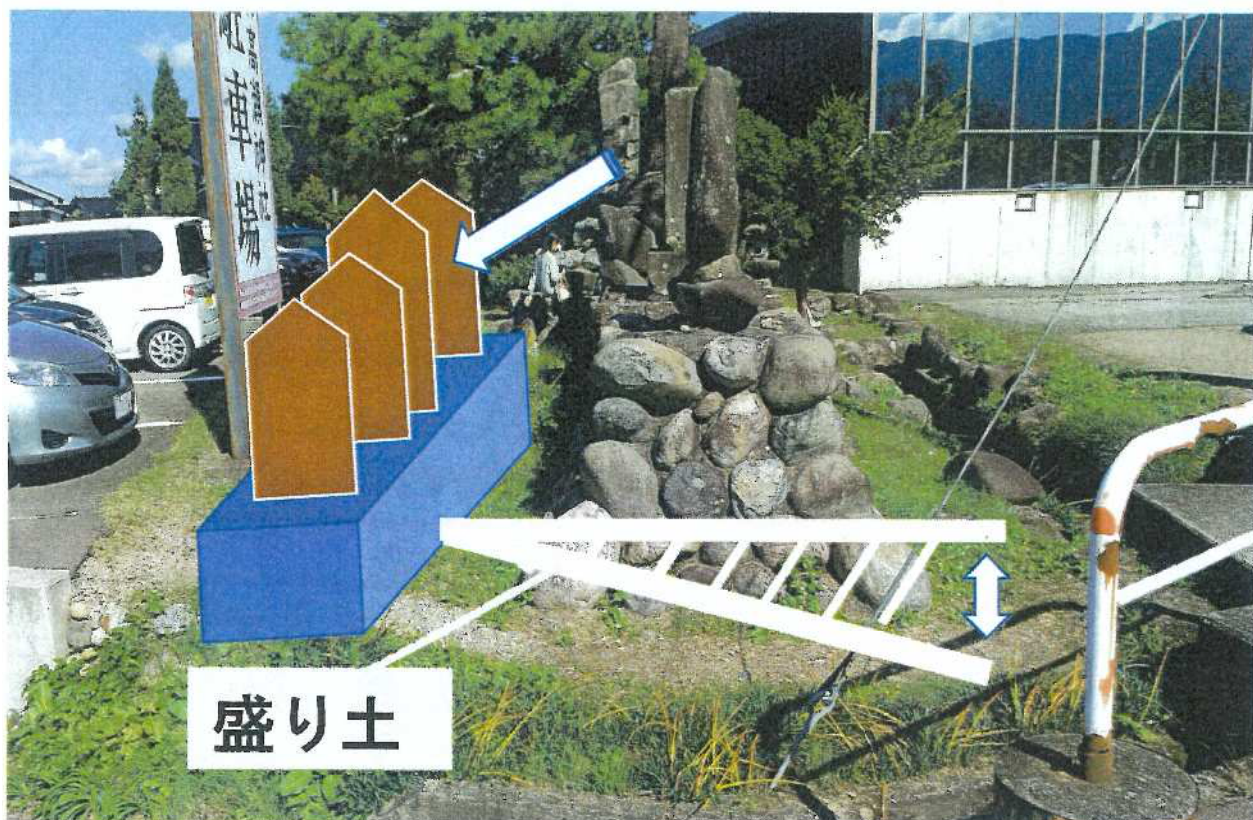
- ・改修費が高む
(全て御影石)
- ・管理が大変

《上記を参考にした改修案》

- ・上部の縁石のみ白御影石に
(高さ6cm×奥行15cm×長さ1m)
- ・黒色の玉砂利を敷く
- ・土台はコンクリート型枠工事
(高さ60cm×横8m×縦1.2m)
- ・土台積み石の処分費が高額
→境界に既存の石を並べ再利用
- ・周辺の雑草対策
→コンクリートで土間打ち
- ・土間や台座の水はけ(水溜まり)
→施工者と協議する
- ・周辺に木を植えない
- ・工費を抑える
- ・管理のしやすさを最優先



新しい石碑は駐車場の看板の近くへ移動し、盛り土



- ・ 現在の位置から、後方の看板の近くへ移動
- ・ 境界に石を並べ、参拝者の進入を防ぐ
- ・ 現在の場所は、駐車場より低いので盛り土
余った既存の土台部分の石を埋め、処分費を削減
- ・ 雑草が生えないよう、コンクリートの土間にする
(雨水が溜まらないよう傾斜をかけ、用水へ流す)

完成予定図(案)

